

第1回研究会での意見（大まかな整理）

- 地方税制について地方団体の自主性が確保されていない
- 「執行の責任」については幅広くとらえるべき
- 制度を作っても地方団体の実行が伴わなければ意味がない
- 税負担を通じて住民が行政への参加意識を持てるようにすべき
- 地方が自ら歳出と歳入のバランスをとれるようにすべき
- 財源確保の視点は欠かせない                      など、様々な角度からご意見をいただいたところ

今後の対応（案）

○スケジュールの変更

今年10月にとりまとめを予定していたが、ご意見を幅広くいただきながら、一つ一つの項目をしっかりと検討していきたいという趣旨から、2ヶ年にわたり研究会を開催。

○検討項目の追加

税務執行面における地方団体の責任（「執行の責任」関係）

地方団体が自主的な取組みを意欲的に進めるために必要な環境整備    を検討項目に追加。

○当面の重点検討項目

「標準税負担軽減措置制度（仮称）」、「法定外税の新設・変更への関与の見直し」及び「消費税・地方消費税の賦課徴収に係る地方団体の役割の拡大」について10月まで重点的に検討いただき、平成24年度税制改正につなげていくこととしたい。

## 今後のスケジュール（案）

第1回 : 研究会の運営、検討項目の確認、  
(6/29) 標準税負担軽減措置制度（仮称）① 【済】

第2回 : 進め方の確認  
(7/25) 標準税負担軽減措置制度（仮称）②  
消費税・地方消費税の賦課徴収に係る地方団体の役割の拡大①

以後、3～4回 開催

標準税負担軽減措置制度（仮称）  
法定外税の新設・変更への関与の見直し  
消費税・地方消費税の賦課徴収に係る地方団体の役割の拡大

10月を目途 中間取りまとめ

年明け以降：残された検討項目の検討

- ・ 法定税の法定任意税化・法定外税化の検討
- ・ 制限税率の見直し
- ・ 地方団体の税率等の選択の自由拡大のための環境整備

追加項目の検討

- ・ 税務執行面における地方団体の責任
- ・ 自主的な取組みを意欲的に進めるために必要な環境整備

※ 24年秋までに最終の取りまとめ